

1. 郵便等による不在者投票制度とは

郵便等による不在者投票は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」をお持ちの選挙人であって、次の表1に掲げる障がいのある者、又は「介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5」の者が郵送等で投票できる制度です。

郵便等による不在者投票をするためには、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ事前に申請し、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙等を請求できる期間は、選挙の期日前4日までにしなければならないこととなっています。

(1) 郵便等による不在者投票の対象者（表1）

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、腎臓、呼吸器 膀胱、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器 膀胱、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	「要介護5」	

(2) 「郵便等投票証明書」の交付申請手続

- ① 上記の表1に該当する選挙人は、当該選挙人の自書により「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入し、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「要介護5の介護保険の被保険者証」のいずれかを添えて、選挙管理委員会に申請してください。
- ② 郵便等による不在者投票の対象者に該当すると認められた場合は、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」が郵送されます。
 - 「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から「7年間」です。
 - ただし、要介護5の認定を受けている選挙人に交付する「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日までです。
 - 期限が切れた場合や紛失された場合は、再交付の申請が必要です。再交

付に係る申請は、上記の①と同様の申請手続きが必要になります。

(3) 投票用紙の請求から記入、投票の手続

- ① 選挙に先立ち、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている選挙人に「郵便等による不在者投票請求書」が送付されます。
- ② 「郵便等による不在者投票請求書」には、選挙人の自書により、必要事項を記載してください。また、「郵便等投票証明書」を同封して選挙の期日の4日前までに選挙管理委員会に到着するよう返送してください。
- ③ その後、選挙管理委員会から当該選挙人の自宅等現在する場所に「投票用紙」及び「郵便等による不在者投票用封筒」が送付されます。
- ④ 投票用紙への記載は、公示日（又は告示日）の翌日以降にしてください。
- ⑤ 記載した投票用紙の返送については、次の方法により行ってください。
 - ア 記載した投票用紙を内封筒に入れて封をします。
 - イ 封をした内封筒を外封筒に入れて封をします。
 - ウ 封をした外封筒に選挙人氏名（投票した人の氏名）を自署します。
 - エ 上記のア、イ及びウにより作成した「外封筒」を返信用封筒に入れ、封をした後に、郵便により選挙管理委員会へ返送してください。

なお、「郵便等投票証明書」の送付は不要ですので、選挙人により大切に保管してください。

2. 郵便等による不在者投票における代理記載制度とは

郵便等による不在者投票ができる選挙人であり、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた者（次の表2に掲げる障がいがある者）は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届出をした本人以外の選挙人（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

上記の「1. 郵便等による不在者投票制度とは」と同様に、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ事前に申請し、あらかじめ「郵便等投票証明書（代理記載制度用）」の交付を受けておく必要があります。

なお、郵便等による不在者投票の投票用紙等を請求できる期間は、選挙の期日前4日までにしなければならないこととなっています。

(1) 代理記載投票ができる方(表2)

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症

(2) 既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている者が、代理記載制度を利用する場合の申請手続

- ① 上記の表2に該当する選挙人は、「公職選挙法第49条第3項に規定する選挙人に該当する旨の記載に係る申請書」、「代理記載人となるべき者の届出書」及び「代理人となるべき者の同意書及び宣誓書」に必要事項を記入し、「郵便等投票証明書」と併せて「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」のいずれかを添えて、選挙管理委員会に申請してください。
- ② 代理記載の方法による投票を行うことができると認められた場合は、選挙管理委員会から代理記載人の氏名等が記載された「郵便等投票証明書(代理記載制度用)」が郵送されます。

(3) 現に「郵便等投票証明書」の交付を受けていない者が、「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、かつ、代理記載制度も利用したい場合の申請手続

- ① 上記の表2に該当する選挙人は、「郵便等投票証明書交付申請書(代理記載制度用)」、「代理記載人となるべき者の届出書」及び「同意書及び宣誓書」に必要事項を記入し、「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」のいずれかを添えて、選挙管理委員会に申請してください。
- ② なお、「要介護5の被保険者証」をお持ちの選挙人は、「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」のいずれかを添付してください。
- ③ 代理記載の方法による投票を行うことができると認められた場合は、選挙管理委員会から、代理記載人の氏名等が記載された「郵便等投票証明書(代理記載制度用)」が郵送されます。
 - 「郵便等投票証明書(代理記載制度用)」の有効期間は、交付の日から「7年間」です。
 - ただし、要介護5の認定を受けている選挙人に交付する「郵便等投票証明書(代理記載制度用)」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日までです。
 - 期限が切れた場合や紛失された場合は、再交付の申請が必要です。再交

付に係る申請は、上記の①と同様の申請手続きが必要になります。

(4) 代理記載による投票用紙の請求から記入、投票の手続

- ① 選挙に先立ち、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書（代理記載制度用）」の交付を受けている選挙人に「郵便等による不在者投票請求書（代理記載制度用）」が送付されます。
- ② 当該選挙人の指示により、代理記載人が「郵便等による不在者投票請求書」に必要事項を記載し、「郵便等投票証明書（代理記載制度用）」を同封して選挙の期日の4日前までに選挙管理委員会に到着するよう返送してください。
- ③ その後、選挙管理委員会から当該選挙人の自宅等現在する場所に「投票用紙」及び「郵便等による不在者投票用封筒」が送付されます。
- ④ 投票用紙への記載は、公示日（告示日）の翌日以降に、選挙人の指示により、代理記載人が候補者名等を投票用紙に記載してください。
- ⑤ 記載した投票用紙の返送については、次の方法により行ってください。
 - ア 記載した投票用紙を内封筒に入れて封をします。
 - イ 封をした内封筒を外封筒に入れて封をします。
 - ウ 代理記載人は、封をした外封筒に選挙人氏名（投票した人の氏名）を自書します。
 - エ 上記のア、イ及びウにより作成した「外封筒」を返信用封筒に入れ、封をした後に、郵便により選挙管理委員会へ返送してください。
なお、「郵便等投票証明書（代理記載制度用）」の送付は不要ですので、選挙人により大切に保管してください。

3. 罰則について

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。